

# 令和6年3月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年3月26日（火曜日）10時～11時30分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可（受付番号第1-63号）

~~日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可（受付番号第1-64号）~~ 取下

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可（受付番号第1-65号）

日程第5 議案第4号 農地中間管理事業における農地利用集積計画一括方式について

日程第6 議案第5号 非農地通知の取り消しについて

日程第7 議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等

日程第8 報告第1号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1-59号）

報告第2号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1-60号）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1-61号）

報告第4号 農地法第4、5条の規定による許可処分の証明願（受付番号第1-62号）

報告第5号 50戸連たん区域における土地の購入に関する確認書

## 3. 出席委員

### ○農業委員（10名）

1番 朝長 克二                      2番 吉川 博美                      3番 坂本 敬治

4番 欠席                              5番 高橋 達男                      6番 溝上 勝也

7番 池田 稔                          8番 濱田 信                          9番 渡辺 洋一

10番 水口 直喜                      11番 辻 文美

### ○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人                      2番 溝上 直美                      3番 植田 秀之

## 4. 議事録署名人      9番 渡辺 洋一      10番 水口 直喜

議事録

○議長 皆さんおはようございます。それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和6年3月の農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、9番渡辺委員、10番美水口委員を指名いたします。日程第2、議案第1号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請、受付番号第1-63号です。賃借人は東京都千代田区二番町〇〇の〇〇さん、賃貸人は野田郷〇〇の〇〇さん、農地は野田郷〇〇外7筆、地目は田と畑、地積合計は1600.44㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。賃借人は申請地をコンビニエンスストアとして転用すべく申請するものです。権利の種類は賃貸借権の設定、権利の期間は31年です。2ページは許可申請書、6ページは位置図、8ページは現況写真です。10ページは事業計画書ですが、店舗1棟、来客用駐車場20台を予定しています。11ページは土地利用計画図、12ページからは建物の平面図、立面図です。14ページは被害防除計画書です。申請地の造成計画としましては最高1.79mの盛土、最高1.2mの切土を行いますが、土砂の流出・崩落等の対策として緩衝地を設けることとしています。周辺農地の営農条件に支障を生じさせないための措置としては3~8mほどの緑地、緩衝地を設け、建物の高さを3.8mほどとし、日照や通風等の悪影響を及ぼさないようにしています。15ページは土地の選定に関する調書です。代替地として長与町嬉里郷も検討していますが広さが足りず断念しています。16ページは賃貸借提案書です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案

第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可相当とすることに決定いたします。日程第3、議案第2号については取り下げとなっています。日程第4、議案第3号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第3号について説明いたします。28ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請、受付番号第1-65号です。譲受人は浦郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は日並郷〇〇の〇〇さんと長崎市西山本町〇〇の〇〇さん、申請農地は日並郷〇〇外4筆と日並郷〇〇外1筆、地目が田と畑、地積の合計は4,656㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。譲受人は申請地を駐車場及び緑地として転用すべく申請するものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。29ページは許可申請書、34、35ページは位置図、36ページから40ページは現況写真です。41ページは駐車場の利用計画です。既存の駐車場は12台が駐車可能ですが、17台駐車可能な駐車場と緑地公園を整備し、来訪者が増えるお彼岸やお盆の時期も安心して〇〇を利用できるよう計画しています。42ページは土地利用計画図、43ページは被害防除計画です。盛土、切土は行わず、土砂の流出の恐れはなく、建物の設置もないため、日照や通風の影響はないとのこと。44ページは土地の選定に関する調書です。代替地として長崎市琴海村松町も検討していますが、〇〇から遠いため断念しています。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○1番 〇〇のための駐車場となるのか。

○事務局 〇〇は別の場所に駐車場があり、本件は〇〇のための駐車場です。

○議長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第3号は許可相当とすることに決定いたします。日程第5、議案第4号を議題と

します。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第4号について説明いたします。45ページをご覧ください。農地中間管理事業における農地利用集積計画一括方式についてです。賃借権の設定等を受ける者は日並郷〇〇の〇〇さん、賃借権の設定等を行う者は子々川郷〇〇の〇〇さん、申請農地は子々川郷〇〇外2筆、地目は田、地積合計は4,930㎡です。利用権の種類は賃貸借権、利用権の存続期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日まで、作物は野菜です。51ページは賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況ですが、年齢は39歳、従事者は1名、労働日数は合計で年間300日です。52ページは位置図です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第4号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第4号は原案どおり決定することといたします。日程第6、議案第5号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第5号について説明いたします。53ページをご覧ください。非農地通知の取り消しについてです。所有者は子々川郷〇〇の〇〇さん、農地は子々川郷〇〇、地目は畑、面積は1,881㎡です。取消理由としましては、所有者本人が定年を機に所有する荒れた畑を徐々に畑に戻している状況ということで、この山林化した畑も整備して元に戻したいという意向があり、非農地通知の取消の要望がっております。54ページは位置図です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第5号は決定することといたします。日程第7、議案第6号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第6号について説明いたします。55ページをご覧ください。令和

6年度最適化活動の目標の設定等です。農業委員会の現在の体制、町内の農家、農地等の概要を記載しています。56ページは最適化活動の目標です。「1最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」ですが、管内の農地面積は199ha、これまでの集積面積は63ha、集積率は31.7%で、課題としましては、「農業従事者の高齢化と後継者不足により遊休農地の増加が進んでおり、利用集積・集約化を阻害している」としております。「②目標」は令和12年度の集積率を82%、令和6年度の新規集積面積を5ha、令和6年度末の令閏集積面積を68haとしております。次に「(2)遊休農地の解消」の「①現状及び課題」ですが、遊休農地面積は84ha、課題としましては「地域で農地を守るという意識の醸成」とし、「②目標」については、遊休農地の解消目標面積を15haとしております。次に57ページの「(3)新規参入の促進」の「①現状及び課題」ですが、令和5年度の新規参入者は1経営体で1.13haでした。課題としましては「町内の農地は樹園地が主で、しかも大規模な農地が少ない」とし、「②目標」としましては、権利移動面積5ha、新規参入者への貸付農地面積1haとしています。次に「2最適化活動の目標指標」の「(1)推進委員等が最適か活動を行う日数目標」については、1人あたり月に8日とし、「(2)活動強化月間の設定目標」としましては9月、10月に農地の集積として、貸手、借手、対象農地の掘り起こしを行い、2月に遊休農地の解消として、農地利用状況調査の結果をもとに、所有者に解消の働きかけを行うこととしています。次に「(3)新規参入相談会への参加目標」は、10月に長崎県新規就農相談センターが行う新規参入相談会に新規参入希望者2名の参加を目標としています。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案

第6号は原案どおり決定することといたします。日程第8、報告事項5件について、事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告事項について説明いたします。58ページをご覧ください。報告第1号、農地法第5条の規定による届出、受付番号第1-59号です。

使用借人は浦郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は野田郷〇〇の〇〇さん、農地は野田郷〇〇外1筆、地目畑、地積合計は492㎡、市街化区域内の第3種農地です。使用借人は住宅用地として利用すべく届出を行うもので、権利の種類は使用貸借権の設定、権利の期間は永年です。

続きまして、67ページ報告第2号、農地法第5条の規定による届出、受付番号第1-60号です。譲受人は福岡市博多区博多駅前〇〇の〇〇さん、譲渡人は長崎市矢上町〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は64㎡、市街化区域内の第3種農地、区画整理区域内で仮換地は〇街区〇です。譲受人は駐車場用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。

続きまして、75ページ報告第3号、農地法第5条の規定による届出、受付番号第1-61号です。譲受人は長崎市出島町〇〇の〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇の〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は564㎡、市街化区域内の第3種農地、区画整理区域内で仮換地は〇街区〇と〇です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。

続きまして、90ページ報告第4号、農地法第4、5条の規定による許可処分の証明願、受付番号第1-62号です。願出人は長崎市横尾〇〇の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は514㎡です。

願出人は長崎振興局に建築許可申請を行うために使用するものです。許可番号は昭和4年5月26日付、長崎県指令農開第9180号です。

続きまして、92ページ報告第5号、50戸連たん区域における土地の

購入に関する確認書でございます。市街化調整区域内の50戸連たん区域における土地の購入については、購入地付近に農地があり、営農業務による農薬や肥料の散布、農機具使用による騒音、除草や剪定による草木の野焼きなどが発生することについて、事前に説明し、確認書をとることで隣地トラブルの減少を図るものです。以上です。

- 議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。
- 11番 市街化区域と調整区域の境界付近では、野焼きなどでたびたびトラブルとなるため、確認書などを検討してほしい。
- 事務局 転用許可申請の際などに居住者に案内を行うなど検討したい。
- 議長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上をもちまして、3月の農業委員会総会を閉会します。次回は4月25日（木）午後4時30分から第二庁舎3階会議室で開催します。